

## 学園の教育活動における**写真撮影**に関する運用指針

令和7年7月1日付「7文科初第904号」にて文部科学省から出された通知に沿って、「学園の教育活動における写真撮影に関する運用指針」を定める。

記

「7文科初第904号」

### 児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について(通知)

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が報道されておりますが、こうしたことにより教師への信頼が損なわれるような状況が生じていることは極めて遺憾です。

教師による児童生徒性暴力等の事案が発生していることは言語道断であり、決してあってはなりません。(中略)

さらに、今回の事案にも関することですが、盗撮防止にあたっては、教室やトイレ、更衣室等の定期的な点検を行うことや、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくことが重要です。また、教師が SNS 等を用いて児童生徒等と私的なやりとりを行ってはならないことはもとより、教師個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することのないよう、また、学校所有等の端末で撮影する場合であっても児童生徒等の画像を管理職の許可なく学校外に持ち出すことのないよう徹底していくことが必要です。

(教職員)

- ・児童生徒を撮影する場合は、学園所有の機材【玄海町教委から配布された学習用パソコン、デジタルカメラ、ビデオカメラ】を使用する。
- ・個人所有の機材で撮影する必要がある場合は、管理職に事前に相談する。
- ・学園所有の機材を校外に持ち出す場合は、端末内の映像を削除し、かつ管理簿に記載する。
- ・児童生徒を撮影した映像は、速やかに学園のサーバーに保存する。
- ・児童生徒を特定できる映像は、学級通信等への掲載は可とするが、不特定多数が閲覧できる学園通信や学園ホームページ等には掲載しない (保護者の肖像権の意向を確認する)。

(保護者・家族)

- ・保護者(家族)は、子の写真・動画の撮影を可とする。その際、他の児童生徒、教職員の映り込みについて配慮する。
- ・個人のスマートフォンやデジタルカメラ等で撮影した児童生徒、職員の映像を、不特定多数が閲覧できるインターネット上のホームページ・ブログ・SNS・動画投稿サイト等にアップロードしない。

(部外者)

- ・写真・動画の撮影は、個人情報保護に関する問題が生じる可能性があるため禁止とする。
- ・ただし、玄海町から委託された業者等、町教委や学園が許可した者の撮影は可とする。